

2. 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年 省令第38号）第4条の規定」に基づき、居宅介護支援契約締結に際して事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	カンデラ・メディカルケア株式会社
主たる事務所の所在地	〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-24-5
代表者（職名・氏名）	代表取締役 赤坂 幸宣
設立年月日	2020年6月1日
電話番号	045-475-1515

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	カンデラ・ケアプラン世田谷
サービスの種類	指定居宅介護支援
事業所の所在地	〒158-0083 東京都世田谷区奥沢六丁目 25-1
電話番号	03-6432-1215
指定年月日・事業所番号	2026年6月1日1371218023
管理者	大西 礼子
通常の事業実施地域	東京都世田谷区・目黒区・大田区

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- 利用者のお宅を訪問し、心身の状態を適切な方法により把握の上、利用者自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、利用者とその家族、指定居宅サービス事業者等との連携調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、利用者と事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- 利用者の要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- 利用者が介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をします。
- 事業者は、居宅サービス計画に基づきサービス利用状況を確認し、毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会へ提出します。

5. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日（祝日を含む。ただし、1月1日～3日および8月13日～15日を除きます。※8月13日～15日は暦により前後する場合があります。）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分 但し、特定事業所加算を算定する場合は、24時間連絡可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
主任介護支援専門員	1人	0人	1人
介護支援専門員	0人	0人	0人

7. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者のご家族から提示を求められた際は、いつでも身分証を提示します。

8. 利用料金

事業者が提供する居宅介護支援に対する利用料金は介護給付費で賄われます。利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者はサービス利用料金の全額を事業者に対し、一旦お支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行しますので、後日、所在窓口指定居宅介護支援提供証明書を提出することで払い戻しを受けることができます。

また、通常の事業実施地域を超えて訪問する場合には、交通費の実費をご負担いただく場合があります。

9. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、区の窓口等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 医療連携について（入院時情報提供）

利用者が医療機関へ入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用しているサービス等の情報伝達を行います。また退院時には医療機関における退院支援を円滑に行うため、担当介護支援専門員の氏名および連絡先を医療機関へお伝えください。

11. 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明	利用者は居宅サービス計画の作成にあたり、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。 また、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所について、その選定理由の説明を求めることができます。
前6か月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前6か月の間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別途資料にて説明しました。

1 2. 担当の介護支援専門員

担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏 名：大西 礼子

連絡先（電話番号）：03-6432-1215

1 3. 苦情相談窓口

（1）当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	担 当 者： 事業所長 大西 礼子 電話番号： 03-6432-1215 面接場所 当事業所の相談室
---------	--

（2）上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

世田谷総合支所 保健福祉課 地域支援担当	池尻1丁目から3丁目、池尻4丁目（1番から32番）、三宿、太子堂、三軒茶屋、若林、世田谷、桜、弦巻、宮坂、桜丘、経堂、下馬、野沢、上馬、駒沢1丁目から2丁目	TEL：03-5432-2850
北沢総合支所 保健福祉課 地域支援担当	代田、梅丘、豪徳寺、代沢、池尻4丁目（33番から39番）、羽根木、大原、北沢、松原、赤堤、桜上水	TEL：03-6804-8701
玉川総合支所 保健福祉課 地域支援担当	東玉川、奥沢、玉川田園調布、玉堤、等々力、尾山台、上野毛、野毛、中町、上用賀、用賀、玉川、瀬田、玉川台、駒沢3丁目から5丁目、駒沢公園、新町、桜新町、深沢	TEL：03-3702-1894
砧総合支所 保健福祉課 地域支援担当	祖師谷、千歳台、成城、船橋、喜多見、宇奈根、鎌田、岡本、大蔵、砧、砧公園	TEL：03-3482-8193
烏山総合支所 保健福祉課 地域支援担当	上北沢、八幡山、上祖師谷、粕谷、給田、南烏山、北烏山	TEL：03-3326-6136
目黒区 介護保険管理係	目黒区全域	TEL：03-5722-9574

大田区 高齢福祉課相談係	大田区全域	TEL：03-5744-1430
東京都国民健康 保険団体連合会 相談窓口	全地域	TEL：03-6238-0177

また、お住まいの地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター等）でも、受け付けております。

1 4．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- （１）介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- （２）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は居宅サービス事業者へご連絡ください。

1 5．虐待防止について

- （１）事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、委員会の設置、研修会の実施等の措置を講じるものとします。
- （２）サービス提供中に事業者または養護者（養護に携わること家族・親族。同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに区の窓口に通報します。

（３）虐待通報窓口

事業所通報窓口	カンデラ・メディカルケア株式会社	TEL：045-475-1515
世田谷区	世田谷総合支所 保健福祉課 地域支援担当	TEL：03-5432-2850
	北沢総合支所 保健福祉課 地域支援担当	TEL：03-6804-8701
	玉川総合支所 保健福祉課 地域支援担当	TEL：03-3702-1894
	砧総合支所 保健福祉課 地域支援担当	TEL：03-3482-8193
	烏山総合支所 保健福祉課 地域支援担当	TEL：03-3326-6136
目黒区	高齢福祉課高齢支援係	TEL：03-5722-9352
大田区	調布地域福祉課 高齢者地域支援担当	TEL：03-3462-6031
	大森地域福祉課 高齢者地域支援担当	TEL：03-5764-0658

1 6．感染症対策について

事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように、指針の整備、委員会の設置、研修会の実施等の措置を講じるものとします。

17. 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

18. ハラスメントについて

事業者は適切なサービスの提供を確保する観点から、ハラスメント防止に取り組み、必要な措置を講じます。利用者またはその家族（関係者を含む）が事業者に対して行う、暴言・暴力・性的な言動・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為を禁止し、介護支援専門員がハラスメントを受けた場合、契約書第10条に基づき契約を終了します。